

事務連絡
令和3年9月29日

市内小中学校校長 殿
スポーツ少年団長 殿

宜野湾市教育委員会
教育長 知念 春美
(公印省略)

緊急事態宣言解除に伴う部活動およびスポーツ少年団等の活動について（通知）

平素より、学校における感染症対策の推進に御理解と御協力をいただき感謝申し上げます。

さて、新型コロナウイルスの新規感染者は、減少傾向にありますが、まだまだ予断を許さない状況が続いております。部活動およびスポーツ少年団等の活動については、

10月1日（金）から下記のとおりといたします。

つきましては、貴校職員等へ周知いただき、ご協力くださいますようお願いいたします。

記

- 1 部活動およびスポーツ少年団等の活動は再開する。
但し、経済活動再開に向けた感染拡大抑止期間（沖縄県対処方針）の10月1日（金）から10月31日（日）までは、下記の条件のもと、活動できるものとする。
 - (1) 平日の活動は、90分以内で早朝練習はなしとする。
 - (2) 土日休日は、2時間以内に限って活動できる。
 - (3) 県内外の遠征（宿泊を伴う）や合宿はできない。
 - (4) 練習試合は実施できる。
※学級学年閉鎖等の対応がある際は、その期間は部活動に参加しないこと。
- 2 部活動前後に、生徒同士の飲食等を控えるよう特に指導を徹底する。（部室、更衣室等含む）
- 3 感染者又は濃厚接触者が出た部活動等については、停止とする。部活動を再開する場合、またはスポーツ少年団等の活動再開で学校施設を借用する場合については、学校長の許可を得ること。
- 4 活動時間等を遵守しない部活動等については、活動を一時停止する場合もある。
- 5 中学校の駅伝練習については、九州・全国大会の予選を兼ねる大会であり、大会に向けての準備期間が短いことから早朝練習も可とする。